

杉山 博著

## 庄園解体過程の研究

三浦 圭 一

杉山氏が戦後日本の中世史研究——就中庄園制解体過程と庄園商業史——に寄与された幾多の功績については、いまさら私が總言する必要はない。終戦時から今日にいたる途中で、日本中世史研究に生涯の指針を決めた我々にとつて、直接に間接に氏から蒙つた学恩は、決して浅くない。しかし、氏が発表された諸論文は、数種類の学界専門誌に発表されているため、その所論の全体系を理解することはかなり困難であつた。それが此の度「東大人文科学研究所叢書」の一冊として刊行される運びとなり、日頃の渴仰を癒された我々の喜びはまた一入である。ここに氏の学恩を享けた一人として、紹介と批判をかねて、一文を草し、氏に対するささやかな御恩がえしをしたい。

## 二

本書『庄園解体過程の研究』は三編より構成されていて、昭和二

十三年五月に執筆されたものから、昭和三十年十二月『国史学』誌上にその一部を発表されたものに至るまで、未発表の二論文を加えて、計十二の論文が所収されている。

第一編は「山城国一揆の基盤」を追究されたものである。従来から、山城国一揆については、すぐれた幾多の研究が発表されていた。氏はそれらの論考が、動もすれば、国一揆を国人衆の勝利・農民の敗北と規定しすぎた傾向があつたことの批判から出発し、山城国一揆が起つた地帯の具体的な村落の位置、及び村落内での国人層や農民のおかれていた条件を解明することから、その再考察を試みられたのである。第一論文は、山城国一揆の舞台となつた乙訓郡の条里を復原し、その村落の景観を理解された。第二論文は未発表のもの。昭和二十四年十二月成稿をみていたものである。山城国乙訓郡内を占める上久世庄・本久世庄（大藪庄）・上久我庄・下久我庄に関係する、元亨四年（一一三二）から応永三年（一一三九）にいたる間の、七冊に及ぶ検注帳を詳細に分析されたものである。そして、平安末期から鎌倉中期にかけての名主（旧名主）による経営と支配の構造（旧名体制）が、鎌倉末期から南北朝期にかけて生長してくる名主（名主職所有者）によつて、変化する過程（旧名の分解過程）を辿られたものである。第三論文は、山城国一揆の構造についての骨格的部分をなすものである。まず山城国守護が領国支配を展開する場合の、賦課内容と武士団の構造を追究する。そこで土一揆をも誘発しかねない悲惨な山城西岡地方の農民の姿を描き、一方、国人衆は自立する過程で国持体制を形成し、その保証のうえに庄園体制が存続し、守護勢排斥の国一揆として、農民との団結が結実したの

である。守護領国制が山城国において挫折したのは、決して旧説のごとく、庄園領主の近辺であつて、それだけ強固な庄園体制が存続していたからではなく、国人層と農民層とが一体となつて守護体制に抵抗したからである。しかも国人層と農民層との利害が一致したのは、その両者は経済的社会的に未だ分化しておらず、いわば国人層は、一面では自立過程で守護大名の被官として迎合する面があるが、一方みずから農民的性格を持ちながら、下から農民に押される面との、両面性をもつていたところにあるとされる。第四論文は、室町時代の小歌の考察から、村落生活の展開と新しい文化創造の荷い手を追究されたものである。

第二編は久我庄の研究である。第一論文の視角は、「近世的秩序の成立にともなつて、本百姓として打出されてきたものが、中世末期村落のどのような層からの転化であつたか」というところにある。上・下久我両庄に例をとつて、検注帳・指出帳・人夫支配等の文書を分析される。その結果、年貢は名主職所有者の直納であり、旧名の経営は解体しているが、旧名主層の村落内での優位は「当名主」「名代」「定使」「沙汰人」という名称で徴税使的性格に変化して残り、夫役はいぜん名体制を基準として徴発されていることを明らかにされた。すなわち本論文は、直接生産者層の広汎な擡頭がみられるにかかわらず、名の遺制はなお存続することを論ぜられ、氏の「当名主」体制論の骨子となつた論文である。この「当名主」体制は、政治的には守護領国制に比定され、さらに「当名主」体制の解体が近世村落郷村制の確立をうむと方向づける。第二論文は、上久我庄の氏神である菱妻大明神の祭祀組織の変化を、村落構造の

変化と対比させながら論ぜられたもの。すなわち当社の社司であり、同庄の預所である竹内氏と、当社の祭祀頭役を勤める名主座を占める同庄での当名主と、当社の産子一般すなわち農民層との関係は、祭祀組織においても、庄園支配体制がそのまま反映していることを論ぜられる。第三論文は、氏の第一論文でありながら、いままで発表をみなかつたものである。元龜二年（一五七一）横死した久我庄の最後の預所であり、当時宇内に名をはせた熱烈な法華信者竹内季治の預所としての性格、及び預所職一般の内容を明らかにしたものであつて、中世末期における畿内地方の土豪の存在形態、及び日蓮宗教団の動向について寄与するところが多い。第四論文は、天正年間太閤検地時における、久我村での動向を探る。地侍・国衆は基本的には、検地に際し、本百姓の上層部として定着された。それは彼等が依然として久我家の年貢負担責任者としての百姓的性格をすてざることができなかつたことによる。すなわち地下衆（一般農民）を含めて、近世的秩序は、庄園的秩序のもとで確認されていた名主職所有権がそのまま確認されたところに成立するとされるのである。

第三編は備中国新見庄の研究である。第一論文は、当庄の伝領と支配についての極めて精緻な論文である。この論文は論旨上、試みに三部にわけることができる。正中三年（一三二六）本所職が最勝光院から東寺に寄進され、東寺との関係がでてきた。そして東寺は、領家職を伝領していた小槻家の内紛に乗じ、領家職をも獲得しようとし、観応二年（一三五二）、ついに院宣によつてその確認をうけた。この伝領についての紛争過程で、庄官の補任や所職の内容がど

のようなものであつたかを併考する。これが第一部分の要旨である。第二部分では、当庄における守護領国制の展開を、明徳の乱（一二九一）から、寛正二年（一四六一）の当庄の土一揆までに見る。そして守護細川氏の被官安富宝城が当地の請所となつた、応永一五年（一四〇八）から正長元年（一四二八）までを、守護領国制の確立期とみる。第三部分では、守護代官の苛酷な収奪に抗する農民の一揆が契機となり、守護領国制は挫折し、地頭層・三職層（惣追捕使・田所・公文）の封建領主化への展開がみられる。その過程で、三職・農民は一体となつて寺家直務を要求するが、これは守護排斥の方便にすぎず、結局、同地で地頭新見氏等が、戦国大名として自立するに至つて、東寺領庄園としての新見庄は消滅するのである。第二論文は、寛正二年から、文明三年（一四七一）にいたる間に、当庄において三職・農民が、守護排斥と寺家直務を要求して一揆し、勝利し敗退する過程を、守護領国制の限界と、地頭層三職層の領主制形成に視点を置きながら考察されたのである。第三論文は、新見庄における十三世紀末の段階から、十六世紀にいたるまで、商業の分析を行なつたものである。旧名体制の分解はみられるが、商業そのものは、十五世紀末まで、庄園領主とその代官・庄官、および守護・地頭、旧名主の系譜をひく若干の当名主のものでしかなかつた。

以上が本書の内容の簡単な紹介である。

### 三

本書が「庄園解体過程の研究」と題されていることから明らかに、氏が一貫して問題とされたことは、庄園解体過程の綜合

的な追究である。室町小歌・宮座の研究も、結局はその一貫としてなされたものであるが、所論を要約すれば、庄園の解体は、庄園内部の経営構造及び支配の末端機構たる名体制の分解という内部構造の視角と、封建制確立期における庄園支配機構の変質すなわち政治構造からの視点という二面をもつていふことができようか。

まず氏の内部構造論について考えてみよう。乙訓郡の久世・久我それぞれ上下四庄の檢注帳を分析して、旧名の解体をみ、それを齎らしたものが、「なかば奴隸的に直接生産に従事していた農民の上昇」（三七頁）、「ちいさい名主職を獲得してゆく新百姓」（三七頁）「中小名主職所有者の生長」（五三頁）であつた。内部構造の変革はこれが前提となつている。備中の土一揆さらに山城国一揆の過程においては、国人衆・農民の連合がみられるが、その結果は地域的な封建国家の形成、分国大名領の形成となり、国人衆の勝利・農民の敗北とすることは認めがたい。農民の生長に伴つて国人衆は自立化（領主化）の方向をめざしうし、土一揆・国一揆は彼等の自立過程のものとして結局作用したが（六〇頁）、それが直ちに完成せず、一揆の過程において農民と共に連合したのは、彼らがあくまでも名主職所有者として農民的性格を脱し切れなかつたからである。いわば、国一揆は国人衆の勝利や農民の敗北があるのではなく、国人衆の自立過程と農民の生長過程があるとされる。国人衆の自立がかく未熟であつたことには、さらに内部の原因が考えられる。それを当名主体制に求められたのである。

すなわち、旧名の分解は、年貢負担の面においては、名主職所有

者の直納が一般的である。しかし、久我庄における夫役徴収の面で（第二編・第一論文）、また同庄の氏神祭祀組織の面で（第二編・第二論文）、また新見庄内での商業を分析した結果、その荷い手たる面において（第三編・第三論文）、旧名主の承諾をひく「当名主」は強固に存続し、旧名解体を阻止していたのである。したがって、守護領国制の展開にかかわらず、庄園支配が命脈を保つたのは、國人層が守護領国制を忌避し自立する過程で、庄園支配を方便としてむしろ望んだのである（二一五～六頁）。この「当名主」体制は政治史的には、守護領国制に比定しようと考えられ、さらにこの体制が、名主職所有者の体制に交替したとき、大名分国体制の基盤としての近世村落郷村制が確立するとの見通しが立てられる（九八頁、二三八頁）。以上が内部構造論からみた、氏の庄園解体過程の基本的視角であろうと考えられる。

次に庄園解体過程を政治史的にどのように辿られているかを考察してみよう。地頭との下地中分によつて、その崩壊の第一歩をあゆみはじめたとされるが（一九一頁）、主眼は南北朝内乱期以降の、守護領国制の展開と挫折、さらには、国人衆の地域的な封建国家・分国大名領の形成によつて、庄園の解体は決定的となつたところにおかれる（二一五頁）。

守護領国制展開の契機となつたのは半済であることは今更述べるまでもないところであるが、主要な問題となるのは次の二つである。一つは、造内裏料反銭や諸社造管反銭・御讓位反銭を、守護方反銭として、寺社本所領の別なく賦課し、その徴収を口実に、守護の有力な家臣を強力に入部させることである（五六～七頁、二〇五頁）。

次に執つた方策は、新見庄において典型的にみられたように、安富宝城・安富智安のごとき、守護の有力な被官を、寺社本所領の請負代官として入部させ、事実上その庄園を支配するところにあつた（一五八～一六二頁、二〇五～六頁）。さらに他の方法は、鎌倉末期以来、在地に生長しつあつた地頭を自己の側に被官として組織することであつた（二〇六頁）。

一方庄園領主にしても、無為に地頭領主制や守護領国制の形成を傍観し、庄園支配の退潮を看過していたのではない。新見庄の本所職を寄進された東寺は、地頭職を（一四四～六頁）、さらに領家職を獲得し（一四六～一五一頁）前領家小槻氏よりさらに徹底した支配を行つたほどである（一五〇頁）。また半済の回復に努力して一時実現し（一五七～八頁）、守護側がとつたと同様に、國人層を代官職に補任し、自己の側に組織しようとしている（一五四～一五七頁）。このように庄園領主は在地支配をめぐつて守護側と対立関係があつたに拘らず、庄園領主がとつた庄園支配の基本的政策は、守護・幕府側と同様に、惣百姓（新百姓・中小名主職所有者）の望む体制を進展させようとするのではなく、むしろ逆に、旧名主体制（当名主体制）の存続・維持にあり（二二二頁）、この限りにおいて、政治的的局面では、庄園の支配体制と守護の領国支配体制は結局併存しうるものとみられるのである（九八頁）。従つて、守護領国制は、実質的には庄園を支配し、庄園解体に拍車をかけたけれども、それを完全に解体し消滅することはできなかった。それをなしたものは、守護領国制の展開・挫折の過程で、決定的には応仁・文明の混乱期に、自立化を遂げた地頭に代表され、侍衆・三職を含む国人衆であ

つた(一九一―二頁)。この自立過程というのは、守護被官からの自立化と(二一五―六頁など)、村落内での農民的性格から脱して、惣百姓を被官百姓として組織しえることをさす(二三八頁など)のである。その国人層の歩んだ方向は多様であるが(三一―三三)、基本的には分国大名領主制形成への方向であつた(二一五頁)。国人衆が土一揆を主導し、国一揆で勝利したのも、寺家直務を要求したのも、守護領国制を排除し、地域的な封建国家―分国大名領の形成への血路をひらくためであり、方便であつた(二一五頁など)。

かくして庄園はその支配内部においても、政治的な外部関係からしても、完全な解体をみるのである。

以上は杉山氏の庄園解体過程の理論構造を、私なりに整理したものである。あるいは私の誤読誤解も多いことと思う。いずれにしても、氏の成果は多方面にわたり、一塊の紹介では、その全てを尽くすことはできないが、次の二点は特に大きい氏の功績である。

(1)庄園解体過程での内部構造の面における当名主体制論の設定。庄園商業の問題もこれに含ませることができる。

(2)庄園解体過程における政治史的問題として守護領国制の果たした役割を明らかにされたこと。

氏の諸論文が、いままで、中世——とくに室町時代——における社会経済的立場にたつ研究にあつては、指導的地位にあつたし、将来たやすくその地位を失うものではない。私も過去にその影響をうけた一人であり、これから述べようとする本書にたいする批判は、従つて、私自身の今迄の研究方向にたいする反省でもある。

中世における農業経営を探る資料として、庄園領主によつて作製された検注帳は極めて重要なものである。氏はこれを縦横に駆使されて、その分析方法をいわば確立され、爾後の検注帳分析の原型の一つとなつた。なる程、検注帳は村落内の経営形態の変化に対応しながら、より取返し易い便利なものに書き変えられていつたと考えられる。しかし検注帳はあくまでも、庄園領主による年貢取上での帳簿である。したがつて、庄園領主権の及ぶ範囲内に限られるのであつて、必ずしも一円ではない。庄園支配は完全な一円的・排他的支配でないことをむしろ基本的形態とすべきではないか。従つて近世の鄉村確定期における検地帳とは本質的に異なるものとみなければならない。従つて、検注帳の分析から経営形態を析出する場合には充分注意しなければならないのではないか。検注帳から経営形態を分析するためには、近郷の地帯からの入作出作関係が無視される数値であるという条件が不可欠である。しかし現在のところ、その関係はむしろかなり大きいのではないだろうか。

この事に関して次のことは、検注帳の分析に際しては、すべての田島地は、平等な地理的条件のものとして取り扱われる。しかし同じ面積の田地であつても、水利の便等の条件如何によつて、その地位は変化する。農耕技術が粗放であればある程、その差違は大きいと思わねばならない。「田植草紙」に次の如き歌がある。

おきの三反田よりかとの式反田をな

ぬいはりめてたもれかとの二反田をな

とてもたもたらは〔神〕おきなる丁田をたもれや

(下略) (日本古典文学大系『中世近世歌謡集』二八八頁)

意は、頂戴するなら、沖田の三反よりも、継ぎはぎでもよいから門田の二反を。それが駄目なら、せめて沖田の一丁を、というような内容であろうか。水利に便で、水害を受けない安定した門田二反は、沖田の一丁に比されるのである。二反と一丁とでは経営面積では後者が圧倒するが、村落構造においては、前者があくまで優位を占める。なおこれを補う意味で、その田地の斗代が利用されるが、これもその田地に対して領主が保留している職の内容によつて異なる場合があり、検注帳の分析は以上の諸条件を経たうえで、利用されるものとなるのではなからうか。

次の問題は当名主体制論に關してである。氏の当名主体制論設定の意義は大きい。しかし次の課題は、当名主体制が存続する内部的要因についてはなからうか。すなわちこの体制が、室町期の庄園支配の組織、守護領国制の一つの基礎にあつたことはわかる。しかし、人夫支配村落内の商業の荷い手、さらには祭祀組織の頭役たることによつて、その村落内部において優位を保ちうるのは、彼等が基本的な階級としてどの様な位置にあつたかからかということである。当名主体制は庄園解体を阻止する役割を果たしたわけであるが、そのためには、内部にその性格を蔵していた筈ではなからうか。それは、支配体制といういわば縦の系列のものとして理解すると同時に、横の系列の部面でも考へてみる必要がなからうか。菱妻神社の頭役が巡役であることでも推されるように、村落の組織化を積極的に主導する、もはや純粹に被支配者ではない農民上層の構成員相互の結合

形態が問題にされねばならないであろう。その形態がどのような地域的なひろがりをもつて、どのような経済構造をもつて、完結しているのであるかが、今後の課題とならう。

守護領国制は、当名主体制の存続・維持にあり、それを末端の村落体制としてもつていたとされるのであるが、そう断定しきれないのであるか。守護方反銭がその財政源の主要なものであり、貨幣の流通構造から推して、当名主が納入の主体となつたことは考えられる。応永三十四年(一四二七)といへば、備中国新見庄では安富宝城が請所となり、細川氏の備中国での領国制は確立期を迎えていた。国衙領もその支配下に組織されていたと考えられる。その年、備中国総社造管に当り、国衙領十二郷に棟別銭が課せられている(藤井駿氏「備中の国衙について」説史会創立五十年記念『国史論集』六五三頁)。この棟別銭がどの様な方法で課せられたか不明であるが、この面からは、守護は惣百姓の体制を進展させようとするのではなるとは云い切れないものが感ぜられる。庄園の支配局面に介入する守護領国制のあり方は、当名主体制に段階として比定しうるかも知れないが、守護領国制そのものは、国衙領との関係において如何に展開していつたかがその残された重要な課題とならう。

次にもう一つ述べさせてもらうならば、それは地域的な考察について新見庄を例にとつてみても、わずかに二百貫たらずの請所であるに比して、その東西南の三方を囲む備中国国衙領の総額は一万六千貫に及ぶのである。国衙領関係の史料は乏しいけれども、国衙領の動向をぬきにしては庄園支配は、考えられないと思われるのである。とくに商業の面においてはそうであり、新見庄の土一揆にしても、

その周辺の国衙百姓が重要な位置を占めていることは、史料的にも明らかである（『備中国新見庄史料』所収、一七五号文書）。隣接の諸庄園及び守護領・国衙領との関連の上に、ある特定の庄園を問題にすることは、現在研究の立ち遅れている地域的な分業圏を追究しゆたかな中世史をあつづけるための課題であらう。

また国衙領は室町期に入れば、ほとんど守護の支配に属し、国衙領としての独自の性格は平安・鎌倉時代の比ではないにしても、庄園制一般を考える場合には除いてはならないことである。すなわち杉山氏が庄園解体過程の研究にされたのは東寺領・久我家領庄園である。これらの庄園研究には国衙領の問題を併考する必要があるとしても、たとえば鎌倉時代におこり、室町時代に最盛期をむかえた禅宗五山派寺院の所領支配、またそれに代つて出てきた大徳寺・妙心寺派の寺院、これは何を基盤にして出て来たのであらうか。これが果して庄園領主と呼びうる内容をもつものであるかどうか問題になるが、その繁榮の一因には国衙領の帰趨が関係していると思われるし、この問題を解明されるところに、庄園史研究の今後の課題があるように思う。

規定の枚数もかなり超過した。本書を完全に読み切つていないための誤りも多く、当たらぬ紹介や批判のあることを恐れるものであるが、書評をもつて氏の学恩に応えんとする私の微志を汲みとつていただければ幸いこの上ないことである。（A5判二六〇頁、昭和三十四年九月 東京大学出版会発行、定価四五〇円）

### 執筆者紹介

植村 雅彦	岡山大学助教
中村 幹雄	京都大学助手
白井 勝美	外務省外交文書編纂室勤務
由比 浜省吾	岡山大学助教
梅 溪 昇	大阪大学助教
彭 澤 周	京都大学講師
宮崎 市 定	京都大学教授
三浦 圭 一	京都大学大学院博士課程単位修得者

### 史学研究会例会予告

六月例会 六月四日（土）午後一時出発  
見学会

花の寺—三鈷寺—光明寺—向神社  
参加会費二五〇円

（講師交渉中）

○緑の京都西郊に、あまり知られていない貞観の彫刻や浄土教の遺跡を訪ねることにいたします。奮つて御参加下さい。なお、参加御希望の方は、前以て御申込願います。

七月例会 七月二日（土）午後一時より

於京都大学楽友会館

新発見の高句麗古墳

有光教一氏  
（他一名交渉中）